



一般社団法人

東京都個人タクシー協会 会報

乗って安心個人タクシー

路上横臥者ひき逃げ 死亡事故発生から1年

昨年、救護措置を取らずに現場を離れ、同日逮捕される事件が発生してから1年が経過しました。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させたものであります。

個人タクシー事業とは、運行管理、整備管理等の全てを運転者自らが責任をもって行わなければならないこと、優秀適格者に限って認められる特別な制度としての位置づけを忘れることなく、どんな小さな人身事故であっても、必ず下記の対応をお願いいたします。

※度重なる交通違反を犯した、あるいは悪質な違反をした場合（処分が決定していない違反も含む）は、運転免許の「取消処分」になる恐れがありますので、速やかに所属団体（支部）の安全運行指導員や役員に報告してください。

※軽微な物損事故であっても、必ず警察等へ届けて下さい。

個タク制度の危機

真面目な事業者 迷惑千万

なぜ法を守れない

本当にいいのか! このままで!!

NO! 飲酒運転

NO! ひき逃げ

一般社団法人 東京都個人タクシー協会



へ届けて下さい。

人身事故発生時の対応マニュアル

1 負傷者の救護

- 負傷者救護を最優先します。
- 救急車 (119番) を手配し応急処置をします。
- 意識がない場合にはむやみに動かさないうで周囲の協力を得て下さい。

2 危険防止

- 第二事故の発生を防止するため、事故車両を安全な場所に移動させます。
- 三角停止表示板・発煙筒・ハザードランプ等で後続車に注意を促します。

※操作方法については、いつでも対応出来るよう事前に確認しておくこと。(三角停止表示板は、一般道50m手前、高速道150m手前に設置すること)

3 警察への届出

- 軽傷の事故でも必ず警察へ届け出て下さい。

4 交通共済へ一報

- 交通共済へ連絡して下さい。必要なアドバイスを受けることができます。
- 東個協 無線室事故受付専用回線 03-3384-0711
- 日個連 事故受付センター 0120-68-5171

5 相手の確認

- 免許証などで相手方の氏名・住所・連絡先などや保険・車両登録番号を確認して下さい。
- 事故現場で支払等について安易な約束をしないで下さい。
- 「今後のことは交通共済と相談しながら進めさせていただきます」と伝えて下さい。

6 目撃者の証言

- 目撃者がいれば証人となってもらえるよう、氏名・住所・連絡先を確認し、事情が許されれば警察官の到着後に証言してもらいましょう。

7 現場の状況確認

- 事故発生現場の住所・信号・停止位置・標識・横断歩道・双方のスピード等を確認しメモを残して下さい。

- 携帯電話のカメラ機能をフルに生かし、現場の状況・損傷状態・天候・路面状況等が客観的に判断できますと有力な証明になります。

8 搬送先病院の確認

- 警察に、被害者が搬送された病院名を確認して下さい。

9 事後連絡

- 現場での対応が終わり次第、下記に連絡し、団体にて所定の事故報告をして下さい。
- 東個協 交通共済本部 03-3380-2631
- 日個連 事故受付センター 0120-68-5171
- チケット顧客乗車中の場合、必ず下記へ連絡して下さい。
- 東個協 無線室事故受付専用回線 03-3384-0711
- 日個連 無線室事故受付専用回線 03-5976-6006

※車載カメラ搭載車は、映像が上書きされてしまうケースがありますので、映像の保存については、所属団体の指示に従って下さい。

都内個人タクシー現況 (平成29年8月1日現在)

許可事業者数 13,247名 (前月比 -31名)
 (特別区、武三12,825名 北多摩158名 南多摩264名)
 傘下事業者数 12,961名 (前月比 -44名)
 (特別区、武三12,541名 北多摩158名 南多摩262名)
 ※集計方法は運輸行政と異なります。

東京タクシーセンター

優良運転者表彰について

優良タクシー乗り場は現在、12地区20箇所のタクシー乗り場で運用されており、タクシー乗り場の今後の方向性として、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を見据え、既設タクシー乗り場の概ね10%（30箇所）まで増設する方向性が示されており。

また、平成26年に発覚したマスター不正表示及び優良タクシー乗り場不正入構の再発防止策の一環として「会員の処分等に関する規則」を制定し、抑止力としての「過怠金」を導入したにも関わらず、現在においても優良タクシー乗り場不正入構が後を絶たない状況です。

優良タクシー乗り場の入構資格は次のとおりです。

- ① 優良運転者章を表示する車両
- ② マスター（みつ星）であることを表示する個人タクシー車両

マスター（みつ星）は、認定基準に抵触すると降格し、優良タクシー乗り場の入構資格を失いますが、東京タクシーセンターの優良運転者表彰を受賞し優良表示証の交付を受けていけば入構資格が継続しますので、優良運転者表彰の表彰資格（下記参照）をクリアしている事業者については、所属団体が積極的に推薦し、受賞されますようお願いいたします。

優良運転者表彰基準等

● 表彰区分

- ・ 一般表彰（5年表彰）
- ・ 10年表彰
- ・ 20年表彰
- ・ 30年表彰
- ・ 特別表彰（40年表彰）

● 表彰対象運転者の資格

基準日、当該表彰年の3月31日

1. 基準日以前において、個人タクシー事業者としての経験が次の定められた年数を超えており、法人タクシーの運転者として継続して勤務した年数と合わせて通算年数を超えていること。（特別区・武三地区内に限る。）

- ・ 一般表彰 過去5年
- ・ 10年表彰 過去7年（通算10年）
- ・ 20年表彰 過去15年（通算20年）
- ・ 30年表彰 過去20年（通算30年）
- ・ 特別表彰 過去25年（通算40年）

2. 基準日以前において、次の期間にタクシー業務適正化特別措置法及び道路運送法若しくはこれらの法に基づき命令の規定に違反する行為、「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価規程」及び「個人タクシー事業者団体評価規程」に定める評価対象事案がないこと、並びに「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規

程」に定める事案の累積点数が2点以下であること。

- ・ 一般表彰 過去5年
- ・ 10年表彰 過去10年
- ・ 20年表彰 過去20年
- ・ 30年表彰 過去30年
- ・ 特別表彰 過去40年

3. 基準日以前において、次の期間に交通事故及び道路交通法違反がないこと。

- ・ 一般表彰 過去3年
- ・ 10年表彰 過去3年
- ・ 20年表彰 過去5年
- ・ 30年表彰 過去7年
- ・ 特別表彰 過去10年

4. その他

- ・ 10年表彰 一般表彰を受賞していること
- ・ 20年表彰 10年表彰を受賞していること
- ・ 30年表彰 20年表彰を受賞していること
- ・ 特別表彰 30年表彰を受賞していること

● 表彰対象運転者の推薦

表彰の対象となる運転者は、所属団体の長がセンターに推薦する。

推薦期間：毎年4月1日から5月末日まで
表彰の時期：原則として11月

ドライブレコーダー等の導入促進について

ドライブレコーダー等の映像は、事故に遭遇した際、発生時の状況から事故の原因を究明し、適切かつ迅速な事故処理が可能となるだけでなく、相手方の法令違反等の立証により、自身の過失軽減に役立つケースも多々あります。



また、他の交通事故や各種犯罪が発生した際、現場の状況などを映像情報として記録する可能性があり、特にタクシー車両については、昼夜、地域を問わず走行し、繁華街やコンビニ等に設置された防犯カメラ同様、被疑者の早期検挙等に向けた客観的な証拠資料の収集に極めて有効との考えから、平成26年4月17日、警視庁交通部長、警視庁刑事部長及び警視庁生活安全部長と、東京都個人タクシー協会長との間で「映像情報の提供に関する協定」を締結しております。

まだ搭載していない方は、身の潔白を証明しご自身を守るとともに、事件のより早期の解決、被害の拡大防止を図り、都民生活の安全・安心の確保に資するためにも、導入促進にご協力をお願い申し上げます。

平成29年度 団体長等役員研修会

7月31日(月)、一般社団法人全国個人タクシー協会関東支部主催「平成29年度団体長等役員研修会」が開催されました。

個人タクシーならではの 活性化策を

支部長 秋田隆

平成29年4月に「個人タクシーを応援する議員連盟第3回総会」が開催され、「今後も法人に比べて個人の減少率が著しく高くなるようなら、また、高齢化を止めて、若い血を入れることに使ってもらえるならば、どういった形で個人タクシーの新規許可ができるのか、真剣に検討したい」と新規許可について前向きな話をいただきました。

ただし、これには将来に向けた自己改革という条件が付いています。そこで、全国一丸となって個人タクシーの良さを生かす事を考えているところですが、その一つとして、災害時の緊急輸送業務等、地方自治体との協定の締結推進を促進していきたいと考えています。東京では既に荒川区、江東区等で行っていますし、地方では地元の警察と連携して協定

を結んでいる団体もあります。このような提携が全国展開できれば、強く個人タクシーをアピールできるものとなるはずです。皆さんも地元で同じような連携ができないか、ぜひ動いていただきたいと思っています。

事故等の防止対策について

関東運輸局自動車技術安全部
保安・環境課長 菅谷 好孝

昨年より不祥事が大変増えていきます。考えられる対策として、「組織体制の強化」「安全指導管理体制の強化」「本部と支部の連携及び支部長と事業者とのコミュニケーション強化」「安全確保等に関する意識改革」が挙げられます。特に支部長による事業者とのコミュニケーションによる指導、意識改革の取り組みが大切になっています。また、さらにお願したい事として、講習で話し合った内容(誰がどのような事を話したのか、個々の事業者の認識はどうだったか等)や適性診断の結果のやり取りについて、しっかりと記録に残していただき、各支部でその情報を共有できるようにしていただきたいと思えます。今後、行政として一緒に考えていきたいと思えます。どうぞ宜しくお願い致します。

バス新宿における 危険行為

バス新宿内においてタクシーによる危険行為が確認されています。

バスやタクシーの運行妨害を引き起こさないよう左記のルールを守り、安全な輸送をお願いいたします。

記

- 危険な速度で走らないこと。
- 利用客の降車は、必ず3階「タクシー降車場」で行うこと。
- バスタ新宿の出入口付近の横断歩道手前での降車行為は、入場するバスやタクシーの運行妨害となるので、降車場で行うこと。
- トイレに行く際は車路を横断するため、バスやタクシーの走行には十分注意し、危険な横断は行わないこと。
- 3階「タクシーとバスの合流地点」では、4階から降りてくるバスが優先となりますので、確実に一時停止を行うこと。
- 4階「バスフロア」には進入しないこと。
- バスタ新宿内では誘導員の指示に従うこと。

不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

発生月	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
平成29年6月	24	5	1	30

処分事案対処報告書 (街頭営業適正化指導規程)

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
都営協	亀戸支部	I・Y	H29.6.16	中央区銀座7-5 (車両進入禁止地区内)	メーター操作不適切		表示灯使用停止
都営協	東部支部	A・Y	H29.6.7	新橋駅東口吉野家前	進入禁止無視	加重	表示灯使用停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、平成29年7月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

行政処分状況

処分日	氏名	処分内容(車両停止)	違反事項	違反概要	点数
7月25日	諏訪嘉一	10日車	車両法第48条	定期点検整備の未実施	1点

計報

*7月

氏名	所属団体	享年病名
本間 清治	(東個協中野)	64 不明
星野 年雄	(東個協練馬)	70 結腸癌
山下 美樹男	(東個協目黒第二)	53 大動脈解離
笠松 修一	(東個協新東京)	65 不明
長澤 孝昌	(東個協新東京)	50 蜘蛛膜下出血
原田 修	(都営協第事業団)	68 食道癌

ご冥福をお祈り申し上げます

港区より 改善要請 路上喫煙及びポイ捨て禁止について

港区では「みなとタバコルール」により、区内全域の道路、公園等の屋外の公共場所では、たばこの吸い殻のポイ捨て禁止、喫煙の禁止(指定喫煙場所を除く)等が定められています。特に下記20カ所において、タクシードライバーの路上喫煙、タバコのポイ捨てが多いとの苦情が出ています。喫煙マナーはしっかり守りましょう。

みなとタバコルールについて (抜粋)

1. 公共の場所においてたばこの吸殻のポイ捨ての禁止
2. 公共の場所(指定喫煙場所を除く)において喫煙の禁止
3. 公共の場所以外の場所において喫煙する場合には、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮しなければならない

【苦情場所】

- ・都立芝公園15号地内及び近接区道上
- ・虎ノ門3-24-6 区道上
- ・三田小山町児童遊園内及び近接区道上
- ・将監橋の上
- ・虎ノ門3-6地先 区道上
- ・虎ノ門37森ビル周辺
- ・三田3-9-7 歩道橋の下
- ・南桜公園内及び近接区道上
- ・芝4丁目公衆便所近接区道上
- ・芝公園3-4 都立23号地裏路上
- ・天徳寺脇公衆便所
- ・仙台北上公衆便所前路上
- ・東京法務局港出張所前路上
- ・天現寺橋周辺
- ・都立青山公園前 区道
- ・青葉公園前路上
- ・スタジアム通り
- ・白金アエルシティの北側・東側路上
- ・白金公園付近の明治通り沿い
- ・品川プリンスホテル付近の第一京浜通り沿い
- ・みなとパーク芝浦周辺 JR線路沿い



平成30年6月1日更新者の事業者研修会日程表

■場所：メルパルクホール ■開始時間：12時45分 合計 1,984名

開催日	団体名				
平成29年 12月7日(木) 更新日現在 72歳以下対象	足立第一支部(36名)	足立第二支部(28名)	荒川支部(21名)	板橋第一支部(32名)	江戸川第一支部(24名)
	大田第一支部(24名)	葛飾第一支部(26名)	葛飾第二支部(34名)	北支部(32名)	北第二支部(11名)
	品川第一支部(14名)	品川第二支部(16名)	品川第三支部(11名)	渋谷支部(17名)	新宿支部(16名)
	杉並支部(27名)	世田谷第一支部(18名)	世田谷第二支部(11名)	世田谷第三支部(10名)	都心支部(8名)
	中野支部(14名)	練馬支部(48名)	文京第一支部(12名)	文京第二支部(14名)	武三支部(20名)
	目黒第一支部(5名)	目黒第二支部(9名)	墨東支部(19名)	杉並第二支部(11名)	豊島支部(18名)
	野方支部(6名)	練馬第二支部(9名)	墨田支部(23名)	城南支部(23名)	新東京支部(東)(35名)
	南多摩支部(3名)	北多摩支部(4名)	東支部(10名)	足立支部(32名)	板橋支部(20名)
	浮間支部(2名)	江戸川支部(26名)	葛飾支部(14名)	亀戸支部(11名)	小岩支部(8名)
	江東支部(12名)	交友支部(7名)	さくら支部(7名)	事業団支部(58名)	石神井支部(27名)
	城北支部(34名)	新東京支部(日)(15名)	新中野支部(19名)	全東京支部(9名)	双和支部(9名)
	第一事業団支部(41名)	東京北支部(6名)	東京相互支部(11名)	東京旅客支部(9名)	東部支部(18名)
	東陽支部(10名)	朋友支部(15名)	友和支部(12名)	四〇支部(16名)	都民同盟(9名)
	東京西北協組(5名)	自交総連協組(5名)	豊玉協会(1名)	千住協組(6名)	東京新足立協組(7名)
	新運転協会(1名)	東京都民主協組(4名)	新興協組(8名)	第一多摩協組(2名)	東日本協組(8名)
	全個人協議会(3名)				

平成30年
2月19日(月)

高 齢 者 研 修 会

満73歳以上(期限更新日現在)の方は、上記団体指定日ではなく、この日に受講していただきます。

■携帯メールによる情報伝達システムに未登録の方は toroku@tokokyo.jp へ空メールを送信してください。